

つくる健康



京都医療生協

第172号 2014年(平成26年)7月15日
発行所/京都医療生活協同組合
京都市中京区聚楽廻東町2番地
視力センタービル地階
☎075(822)2286 FAX075(822)6133
発行責任者/山田 亮三

第67回通常総代会開く

山田亮三理事長を再任



第67回通常総代会後のティーパーティーで挨拶する山田亮三理事長

日本は世界で一番の長寿国になりました。若い



京都医療生協理事長 山田 亮三

豊かな長寿社会に向け 協同を基調に 信頼される眼科を

中野眼科を開設している京都医療生活協同組合の第六十七回通常総代会が六月十四日(土)午後、中京区の本能寺文化会館五階ホールで開かれ、今年度の事業計画や新しい役員体制が確立しました。総代会は、来賓に京都府生活協同組合連合会の横山治生専務理事を迎え、総代や役員など七十四人が参加してすすめられ、二〇一三年度事業報告・決算、二〇一四年度事業計画・予算、定款の一部変更、役員報酬、役員選任の全ての議案を満場一致で可決、承認しました。総代会後、新役員による第一回理事会が開かれ、山田亮三理事長(代表理事)が再任されました。総代会後、同会場で恒例の懇親ティーパーティーが開かれ、中村元・本院副院長が「眼科医の二十年」と題してミニスピーチを行いました。山田理事長が総代会のはじめに行った挨拶の大意は次の通りです。(二面に関連記事)

も若きも人生を美り豊かに過ごせるように、国造りを進めることが大切です。今年度は、豊かな長寿社会に向けて、協同を基調に、経営改革を進め、信頼される眼科を築くことを基本方針に据えることにしました。当面する課題は三つです。第一は本院の診療の健全な長寿社会に向けて、協同を基調に、経営改革を進め、信頼される眼科を築くことを基本方針に据えることにしました。第二は健全経営の確保です。患者さんの組合加入を後押ししていただき、率直に申し上げて道半ばです。事業成績は上向いてきましたが、設備投資と人件費を賄いきれていません。新たな時代を切り開く途上です。赤字をご寛容願います。六月二日に、大徳寺前診療所を新たに開設いたします。狭いながらも明るい診療所で、フレックスな職員が迎えられます。(中野眼科名譽院長)

第二は健全経営の確保です。患者さんの組合加入を後押ししていただき、率直に申し上げて道半ばです。事業成績は上向いてきましたが、設備投資と人件費を賄いきれていません。新たな時代を切り開く途上です。赤字をご寛容願います。六月二日に、大徳寺前診療所を新たに開設いたします。狭いながらも明るい診療所で、フレックスな職員が迎えられます。(中野眼科名譽院長)

総代会後の懇親ティーパーティーで、四月一日から本院副院長に就任されている中村元先生が行ったミニスピーチ「眼科医の二十年」の大意は次の通りです。

私の自己紹介を兼ねて、眼科医の二十年間を振り返ってみます。平成六年に滋賀医科大学を卒業、その後京都大学眼科教室に入局しました。



中野眼科本院副院長 中村 元

眼科医の20年

入学しました。眼科の大学院生として、網膜電気生理外来を担当し、網膜剥離手術を体系化させた先生です。平成十八年から京都大学眼科助教を拝命しました。長く研究生活をしてきました。診断と有効な治療を行うことが、患者さんに満足できる見え方を提供したいと心掛けています。

大学院に入学するまでの研修からはじまって、字病院、豊岡病院で修業しました。平成十一年に京都大学大学院視覚病態学講座に

ミニスピーチ

字病院、豊岡病院で修業しました。平成十一年に京都大学大学院視覚病態学講座に

大徳寺前診療所 明るくオープン 院長は長嶋珠江医師

六月二日

中野眼科大徳寺前診療所が、京都医療生協の五つめの診療所として六月二日に明るく、爽やかにオープンしました。場所は、北区北大路大宮西南角 京都視力



明るく爽やかな 大徳寺前診療所検査室

センタービル二階、この場所は、中野眼科の創立者である中野信夫先生が一九五五年から十八年間開業していた所です。院長は長嶋珠江先生で、日、火曜と土曜の午後、中野眼科の伝統を引き継ぎ、問い合わせ：四四一・八一〇一

京都医療生協新役員(任期二年)

理事長 山田 亮三 常務理事 馬場 恵津子 専務理事 田中 弘 常任理事 亀井 励 顧問 清水 武彦

常任理事 大森 俊次 理事 筋祥子、清水 恵美子、杉山哲也、高木 史子、友藤弘子、藤田裕美、星野朗子、松本忠之 監事 鴨井雅夫 顧問 坂本 茂 清水 武彦

「消えた子ども」 七月一日発刊された週刊誌のタイトルである。目下、各都道府県に調査報告が求められている中で浮上した数字で、推計とはいえ、子ども達の虐待相談件数平成二四年度は六万を超えた。統計を取り始めた平成二年度の六十倍である。実際に電話をしたり相談するのは困っている人の数%に過ぎないと言われているので、どれほどの子や親が悩んでいるというのだろうか。死に至ったケースも昨年は五十件、週に一人の子どもが亡くなっている。「子どもの権利条約」が国連で採択されたのは一九八九年、日本で批准されたのが九四年、なんと加盟国一八五カ国中一五八番目。とはいえ、それから日本は徐々にそれなりの対策を制度化してきた。一見子ども天国でもある。しかし、この施策・制度にたどりつけない子どもがこんなにいるなんてゆえに「子どもは幸せに発達成長する権利がある」ことに私は胸をうたれた。それを支えるのは私たち大人、社会、国の責務である。日本国憲法と同様、私たちの不断の努力が問われている。(あざみ祥子)



